

第2号議案 2020（令和2）年度 事業計画

活動方針〔案〕

《今年度の主要な活動方針》

- (1) 「県立聴覚障害者センター」の運営及び第6期目となる指定管理者認定を目指す
- (2) 県内各地の聴覚障害者福祉活動の推進
- (3) 第45回宮崎県耳の日記念大会の開催
- (4) 第54回全国ろうあ者体育大会・九州分散開催の成功
- (5) 連盟創立70周年記念映画「咲む」県内上映会の実施
- (6) 国民文化祭・障害者芸術文化祭への協力
- (7) 県協会長期ビジョンについて協議するためのたたき台を作成

1. 活動の基本方針

当協会は、会員制の社会福祉法人であり、二つの事業を基本として運営されています。

その一つ目は、第二種社会福祉事業に基づいて、指定管理者として認定された「県立聴覚障害者センター」を運営することです。

聴覚障害者センターでは聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援、相談支援、聴覚障害者や手話関係者、要約筆記者の活動の拠点としての取り組みを長年実施してきました。近年、社会の中で少子高齢化が進んだことで、センターに求められるニーズも多様化しており、特に一人暮らしで家族などの支援が得られない聴覚障害者に対してどのような支援を行なっていくかが大きな課題となっています。IT技術の発展により、電話リレーサービスの公共インフラ等の新たなサービスも出てきていますので、それらの研究や情報提供を行い、新たな支援にも取り組んでいきます。

今年は第5期目の指定管理者の最後の年でもあり、9月には第6期目の指定管理者申請を行う必要があります。そのための準備も進めていきます。

二つ目は、会員規定に沿った県内各地の聴覚障害者福祉活動を推進することです。

昨年4月1日に宮崎県、宮崎市、西都市、高原町で条例が施行され、県内7自治体で手話言語条例が制定されました。9月23日には南九州大学宮崎キャンパスで手話言語の国際デー記念イベントを開催し、宮崎県から「手話等の普及及び利用促進に関する条例」の概要について説明いただいたほか、パネルディスカッションでは、全日本ろうあ連盟副理事長の長谷川芳弘氏、全日本ろうあ連盟前理事長、宮崎県聴覚障害者協会前理事長の安藤豊喜氏から、県条例が制定されたことについての率直な思いや、私たち、行政などに対してのメッセージをいただきました。各会場で様々な体験コーナーや子ども企画も行われ、宮崎県民への条例啓発に向けた大きな取り組みとなりました。今年は国

民文化祭・障害者芸術文化祭が宮崎県で開催されることもあり、それに伴った手話動画の依頼や、宮崎市協会の皆さんによる企画が検討されているほか、県庁内で手話を推進するための取り組みが検討されています。

こういった啓発イベントは1回だけではあまり効果がありませんので、継続した取り組みとなるよう県内自治体に働きかけながら取り組んでいきます。

今年は全国ろうあ者体育大会の九州分散開催、全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画「咲む」上映会が行われ、昨年に続いて大きな事業が続きます。全国ろうあ者体育大会はサッカー・フットサル競技の2種目のみですので要員人数は昨年の全九州ろうあ者スポーツ大会よりは少なくなる見込みですが、それでも会員及び関係団体の皆さんの協力は欠かせませんので、引き続きお願いして準備を進めていきます。

来年3月には日向市で第45回宮崎県耳の日記念大会を開催します。日向聴覚障害者協会の皆さんが早期に実行委員会を立ち上げて準備を進めていただいています。5月の理事会において大会要項などの具体的な内容を報告できる見込みです。

昨年12月頃から発生した新型コロナウイルスの感染拡大がなかなか終息の見通しが立たない状況です。宮崎県でも1名の感染者が発表され、会員及び関係者の皆さんにも大きな不安が広がっている状況です。宮崎県では電話だけではなくFAXによる相談受付も開始されていますが、新型コロナウイルスに限らず、こういった緊急の取り組みには、視覚障害者、聴覚障害者等の情報・コミュニケーションに大きな障害を持つ人々にも正しい情報が早く伝わるのが大切です。テレビ等による緊急情報発信に手話通訳や字幕を付ける等の情報保障が行われるよう、引き続き働きかけを行っていきます。

令和2年3月6日時点での会員は185名です。少しずつ会員が減少傾向にある状況に変わりはなく、60代以上の高齢者が過半数を占めることからこの傾向は当面継続していくものとみられます。今年度は県協会が抱える数多くの課題整理と明確化に努め、今後どのように県協会を運営していくのか、長期ビジョンを作成するための環境準備を進めていきます。

2. 全国的な動き

手話言語条例は、1月29日現在、全国301自治体で可決されました。宮崎県内でも7自治体で条例が成立し、今年度も条例制定に向けた動きは広がっていくものとみられますが、条例制定後の取り組みが変わらず課題となっています。宮崎県協会でも引き続き、宮崎県と協議を進めて、様々な取り組みを働きかけていきます。

電話リレーサービスは、2021年度中に公共インフラとして開始することを目指して現在協議が進められています。24時間365日、手話及び文字による通訳が想定されているようです。現在の電話リレーサービスは利用時間が限られていること、110番や119番などの緊急通報は対象外であることなどが課題ですが、これがどうなるのか、今年度中にある程度の形が出てくるものとみられます。はっきりした情報が得られ次第、会員及び関係団体の皆さんにお知らせしていきます。

今年は連盟創立70周年記念映画「咲む」の上映会が行われます。6月の全国ろうあ者大会以降、全国各地での上映会が計画されています。「ゆずり葉」同様、国民の皆さんの理解拡大につなげていくための重要な事業として受け止め、早急に各地域で上映会を開催するための指針を取りまとめます。

3. 課題

昨年の全九州ろうあ者スポーツ大会、県協会創立70周年記念事業に続いて、今年も全国ろうあ者体育大会を九州分散で開催するため、非常に大きな支出が続き、県協会の財政状況は厳しい状況です。これまでの大会運営の支出は企業広告と、先人の皆さんが活動の中で積み立ててこられた大会基金によって大半を賄ってきましたが、現在は広告に依っていただけの企業を見つけることは簡単ではありません。大会基金も少なくなっている状況ですので、今後も大会を開催していくためには、物品販売など新たな資金作りを始めなければなりません。県協会運営にも大きく関わる重要な内容であるため、早急に検討のための準備を進めます。

ろう者が実際に県協会の運営に関わる重要な手段の一つが専門部事業ですが、センター事業との区分があいまいであったため、専門部としての役割が分かりにくいとの意見が専門部当事者から出ています。また会員の高齢化が進み、高齢聴覚障害者への生活支援を行う事例も増えてきており、新たな県協会活動についても考えていかなければなりません。これらの課題を分かりやすく整理し、協議するための長期ビジョンを早急に取りまとめしていく必要があります。今年度は議論のためのたたき台づくりに取り組んでいく予定としています。

2020（令和2年度） 社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会 事業計画書（案）

総務部

（1）関連組織との連携

全日本ろうあ連盟、九州聴覚障害者団体連合会、各地区協会、各専門部の事業の連絡調整

（2）各種大会、及び研修会参加の推進（主な事業）

① 第68回全国ろうあ者大会

6月11日（木）～14日（日） 愛知県にて開催されます。

② 第69回全九州ろうあ者大会・第48回全九州手話通訳者研修会

9月11日（金）～13日（日） 沖縄県で開催されます。

③ 2020年度九州ブロック幹部研修会

11月21日（土）～22日（日） 長崎県で開催されます。

④ 県協会拡大専門部長会議

第1回会議 5月24日（日）

第2回会議 12月5日（土）

⑤ 4団体合同役員会

第1回会議 7月5日（日）

第2回会議 2021年2月28日（日）

⑥ アジアろう者友好基金カンパ活動

⑦ 全国手話研修センター後援会活動

⑧ 県聴覚障害者協会幹部研修会の開催 全国ろうあ者体育大会等の開催準備のため中止

組織部

（1）会員拡大の推進

未加入聴覚障害者を、青年部、女性部その他を通じ勧誘し拡大を図る。

（2）九聴連・全日本ろうあ連盟主催の大会・研修会への参加

全九州ろうあ者大会、全国ろうあ者大会への参加を呼びかける。

九聴連開催の幹部研修会などへの参加を積極的に呼びかける。

（3）全日本ろうあ連盟発行の出版物販売の推進

手話関係の教本、副教材など紹介し普及販売。

（4）県聴障協ニュース、日本聴力障害新聞読者の拡大

協会主催の手話フェスティバル、手話言語の国際デー、耳の日大会などあらゆる機会を利用して紹介し、購読を呼びかける。

（5）拡大専門部長会議開催への協力

県立聴覚障害者センター

総務部と日程調整の上開催。

《参考》 (社福) 宮崎県聴覚障害者協会 会員数

| | 県協会全体 | 宮崎 | 都城 | 延岡 | 日向 | 西諸 |
|--------------------|-------|-----|----|----|----|----|
| 2011年度 | 240 | 112 | 64 | 31 | 22 | 11 |
| 2012年度 | 231 | 109 | 64 | 30 | 22 | 6 |
| 2013年度 | 215 | 103 | 59 | 28 | 19 | 6 |
| 2014年度 | 210 | 97 | 61 | 30 | 17 | 5 |
| 2015年度 | 216 | 100 | 63 | 31 | 17 | 5 |
| 2016年度 | 210 | 93 | 64 | 32 | 16 | 5 |
| 2017年度 | 205 | 90 | 64 | 33 | 14 | 4 |
| 2018年度 | 193 | 87 | 58 | 33 | 11 | 4 |
| 2019年度 (3月6日時点) | 185 | 86 | 55 | 29 | 11 | 4 |

体育部

- (1) 第57回全九州ろうあ者スポーツ大会 5月16日～17日 大分県
- (2) 第20回全国障害者スポーツ大会・聴覚障害者バレーボール競技九州地区予選大会
5月17日 鹿児島県
- (3) 第54回全国ろうあ者体育大会 9月18日～20日 九州分散開催
体育委員会・・・年2回を予定 5月(大分)・12月(福岡)

教育対策部

1. 宮崎県聴覚障がい教育フォーラムの開催

11月23日 手話言語フォーラムの中の企画として実施予定

昨年9月「手話言語の国際デー記念イベント」子ども企画の実績を元に内容を検討する

2. 運営委員会の開催

- (1) 第1回運営委員会 5月9日(土) 10:00～12:00 県立聴覚障害者センター
- (2) 第2回運営委員会 9月13日(日) 10:00～12:00 県立聴覚障害者センター
- (3) 第3回運営委員会 3月6日(土) 10:00～12:00 県立聴覚障害者センター

3. 個人会員の拡大

手話通訳・要約筆記者対策部

- ① 手話通訳者・要約筆記者の養成
 - ・ 県内登録手話通訳者・要約筆記者の増加に向けた取り組みの検討
- ② 手話奉仕員・手話通訳者養成事業にかかる、講師の養成
 - ・ 全国・九州の講師研修会等への参加奨励、県内講習会の実施
- ③ 各種研修会への参加奨励の取り組み
 1. 第53回全国手話通訳問題研究集会 8月21日～23日 石川県
 2. 第48回全九州手話通訳者研修会 9月12日 沖縄県
 3. 九州ブロック現任手話通訳者研修会 10月24日～25日 福岡県
 4. ろう講師研修会 11月29日 県聴障者センター
 5. 九州ブロック手話指導講師養成研修会 2021年2月20日～21日 鹿児島県

福祉労働対策部

I. 2021年度予算要望を下記のとおりおこないました。

(1) 「手話言語法」及び「情報・コミュニケーション法」の早期制定について

「手話言語法」及び「情報・コミュニケーション法」の一日も早い制定を要望します。全国200の自治体において手話言語条例が制定されその中には手話言語のみならず他のコミュニケーション手段の普及及び利用促進を明記した条例制定も進んでいます。このような中、国において手話が言語であることと、情報・コミュニケーションの保障に関する国の法律制定が強く望まれています。

「手話言語法」は手話を使用するろう者及びすべての人が対象であり、「情報・コミュニケーション法」はコミュニケーションバリア・情報バリアを抱えるすべての障害者が対象としています。

二つの法整備は、互いに補完する関係にあり、手話を言語として獲得・習得し、自由に使える環境を整備することにより、ろう者は、国内のどこにいても手話も含めて、自らの意思で選択できる方法で、いつでも、どこでも、誰からでも自由に情報を受け取り、誰にでも情報を発信のできる社会は人にやさしい環境整備に不可欠です。

(2) 「言語としての手話の普及及び障がい者の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例（仮称）」の具体的な取り組み

「言語としての手話の普及及び障がい者の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例（仮称）」が真に県民に浸透していくためには県民とともに継続的な関わりを持つことが必要であり、条文内容の具体的な取り組みが重要です。

その実現のために当協会及び聴覚関係団体とともに下記の研究を行ってください。

(1) 人材育成

特に意思疎通支援者の人材育成は喫緊の課題であり、「県条例」の広く県民への理解浸透をもとに意思疎通支援者の拡充が実現できるものと考えます。

具体的には鳥取県が実施する「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」などの手話に対する関心度向上のための本県独自の事業展開も必要です。

(2) 盲ろう者戸別訪問による実態把握

県内 190 人盲ろう者の生活実態の多くはつかめない状況にあります。

当協会は映画「もうろうをいきる」上映会を通じて広く県民に盲ろう者に対する理解促進のための取組を行ってきました。

映画鑑賞の感想では「盲ろう者の生活実態把握の重要性」が盲ろう者当事者からも出されています。

「言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例（仮称）」の理念のもと県民の盲ろう者支援に対する理解促進が図られることが期待されます。

盲ろう者戸別訪問による生活実態把握には個人情報課題がありますが、県民の理解を受けながらその実現に向け当協会および関係団体とともに研究を行ってください。

(3) 盲ろう者向け通訳・介助員体制の充実

盲ろう者が人として豊かに生きるためには「コミュニケーション」「情報入手」「移動」が保障されることが不可欠です。その実現には盲ろう者向け通訳・介助員養成事業と派遣事業の効果的な実施が重要です。

盲ろう者向け通訳、介助員は盲ろう者のためのみならずその家族に対する支援にもつながります。

本県盲ろう者向け通訳、介助員養成事業及び派遣事業の効果的な事業実施について県協会や関係団体とともに研究を行ってください。

II. ふれ合い合同面接会に手話通訳派遣、職員視察などの支援を行います。

障害者総合支援法による就労支援 A・B 型、就労移行支援事業が実施されていますが、倒産・リストラなどで転職先のない聴覚障害者がこの事業を選ばざるを得ない場合があるようです。改正障害者雇用促進法で、雇用の場面における差別の禁止、合理的配慮の提供は官公庁、民間企業とも法定義務となりました。就職の場面において聴覚障害者が不利益な取り扱いを受けている事例がないか、ふれ合い合同面接会視察などを通して実態の把握に努めるとともに、みやぎ聴障協ニュース等をとおした啓発を実施します。

高齢部

- | | | |
|---|-----------|----------|
| (1) 第68回全国ろうあ者大会・高齢者の集い | 6月13日 | 愛知県 |
| (2) 第26回九聴連高齢部研修会 | 7月19日～20日 | 熊本県 |
| (3) 県協会高齢部役員会 | 8月 | 県聴障者センター |
| (4) 第69回全九州ろうあ者大会高齢者研修分科会 | 9月12日 | 沖縄県 |
| (5) 宮崎県高齢部研修会・総会 | 9月 | 県聴障者センター |
| (6) 第31回全国ろうあ高齢者大会 第33回全国ろうあ高齢者ゲートボール競技大会 第9回全国ろうあ高齢者グラウンドゴルフ大会 | 9月25日～27日 | 青森県 |
| (7) 宮崎県高齢部反省会 | 2021年3月 | 県聴障者センター |

女性部

- | | | |
|------------------------|------------|----------|
| (1) 第36回定期総会 | 4月 | 県聴障者センター |
| (2) 第69回全九州ろうあ者大会女性研修会 | 9月12日 | 沖縄県 |
| (3) 第50回全国ろうあ女性集会 | 10月23日～25日 | 京都府 |
| (4) 第48回九聴連女性部委員会 | 11月7日 | 佐賀県 |
| (5) 第42回九聴連女性部幹部研修会 | 11月7日～8日 | 佐賀県 |
| (6) 県女性部役員反省会 | 未定 | 未定 |

青年部

- | | | |
|------------------------|------------|-----|
| (1) 第68回全国ろうあ者大会青年のつどい | 6月13日 | 愛知県 |
| (2) 第50回九州ろうあ青年研究討論会 | 7月4日～5日 | 佐賀県 |
| (3) 第69回全九州ろうあ者大会青年研修会 | 9月12日 | 沖縄県 |
| (4) 第54回全国ろうあ青年研究討論会 | 11月21日～23日 | 埼玉県 |
| (5) 第52回代議員会 | 11月7日～8日 | 未定 |
| (6) 第11回西日本エリア幹部研修会 | 未定 | 未定 |

2020（令和2）年度 宮崎県立聴覚障害者センター 活動方針

1. 県立聴覚障害者センターの指定管理者の指定を受けるための申請を行います。

令和3年3月末で第五期の指定管理が満了となるため、令和2年の9月ごろ第六期となる令和3年4月以降の指定管理者の募集がある予定です。それに向けて準備を進めていきます。

前回の申請で新規の事業として取り組み実現できた事業は、「聴覚障がい者のためのセミナー」及び聴覚障がい者への情報提供として「県立聴覚障がい者センターだよりの発行」です。ただ、まだ実現できていない事業として、災害時のメール等による安否確認のシステムの構築があります。この事業を令和2年度に実現に向け取り組んでまいります。

2. 「手話通訳派遣事業評価システム」への対応を行います。

現在、全日本ろうあ連盟が中心となり「事業評価システムの構築のための作業チーム」の設置に向け準備が進められています。目的は、手話通訳派遣事業の改善ですが、近年手話関連事業が営利事業として企業の参入が浮上しており、専門性を持たない団体等に委託されるケースがあり懸念されているところです。センターとしては、評価表を利用し自分たちの事業所の見直しを検討していくこととなります。

令和2年度においては、手話通訳派遣事業の事務手続きが煩雑なため、「手話通訳派遣等ソフト」を整備し派遣事業がスムーズに運営できるように検討します。

また、人材の確保、通訳者等への研修の充実を図ります。

3. 聴覚障がい者等への情報発信として積極的に動画を作製し配信していきます。

「手話等の普及及び利用促進に関する条例」が平成31年4月1日から施行され、それにともないセンターとしてできることから取り組んでいきます。

まず、聴覚障がい者等への情報提供のあり方として、ホームページに動画を配信していくように努めます。特に今回のコロナ新型ウイルスなど緊急を要する情報にはできるだけ動画を配信します。令和2年度は、国民文化祭、障害者芸術・文化祭が宮崎で開催されるため、開催イベントやテーマソングの配信を予定しています。

4. 第35回国民文化祭・みやざき、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会への通訳者等の派遣対応を行います。

令和2年10月17日から12月6日の51日間宮崎で標記大会が開催されます。その間の県主催事業及び市町村の主催事業について、手話通訳者及び要約筆記者の派遣依頼が来ています。現在、県に通訳者等の依頼のある事業等の取りまとめをお願いしているところですが、この間のイベントも多く通訳者等の負担とならないよう調整をしながら対応していきます。

また、聴覚障がい者及び通訳者等にとって良い機会となるため、県外の方への配慮等も考慮ながら成功に向け取り組んでまいります。

5. 事故・災害防止対策を行います。

センターにおいて、危険な箇所等を点検し修理や備品の設備をしていきます。令和元年度の予算で職員及び利用者のヘルメット20個を購入しました。今後は設備の面で転倒しやすい備品等の対応をしていきます。

2020（令和2）年度 県立聴覚障害者センター事業計画書（案）

I 県立聴覚障害者センター運営方針

聴覚障害者の社会参加と自立に不可欠な情報・コミュニケーションをサポートし、生活・文化の向上と福祉の増進を図ることを目的として、下記の業務を行います。運営に当たっては、センターの機能を最大限に活用し、利用者のニーズに沿った効果的な事業を推進します。また、利用者の利便を配慮した弾力的なセンター利用を図り、利用者へのサービス提供に努めます。

II 実施事業

1. センターの利用に関する業務

(1) 研修室、試写室、交流ホール、談話コーナーの利用促進

下記の県立聴覚障害者センター利用の促進を図ります。

- ① 聴覚障害者、手話・要約筆記者、ボランティア等の学習・会議・交流
- ② 聴覚障害教育に関係する団体、機関の研修会、会議
- ③ 手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣に関する講座・研修会
- ④ 聴覚障害者に関する啓発事業の企画運営に関する講座
- ⑤ 聴覚障害者に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習

(2) 文字電光掲示板の活用

- ① 災害発生時には速やかに情報提供を行い、避難誘導に努めます。
- ② センターのイベントや講習会、研修会等の情報を提供します。
- ③ 車の移動等、館内の連絡をスムーズに行います。

(3) 利用しやすい施設環境整備

センターにビデオ・DVD、アイドラゴン4等の機器を備える他、機器等の貸出しを行ない、利用の促進を図ります。

貸出し対応機器（貸出申請書による対応、ホームページからもダウンロード可能）

| No. | 品名 | 個数 | 備考 |
|-----|--------------|------|-------------------------|
| 1 | 磁気ループ | 1台 | 補聴器を補助して、聞こえを支援する機器 |
| 2 | コミュニケーション | 1台 | 小さな部屋、少人数での利用に効果を発揮 |
| 3 | 補聴器 | 17個 | 声や音を拡大して聴覚障がい者に伝える |
| 4 | プロジェクター | 3台 | 5,000ルーメン1台 2,200ルーメン2台 |
| 5 | OHC・OHC台 | 各1台 | 研修会や大会等に使用 |
| 6 | LANケーブル | 10本 | 配線用ケーブル |
| 7 | プラカード | 8本 | 研修会の時の道案内等で使用 |
| 8 | 災害バスト・腕章 | 各30着 | 避難所等及び身スポ大会などで使用 |
| 9 | 無線マイク | 1台 | UDトーク用（佐土原高校） |
| 10 | 書画カメラOHC | 1台 | 要約筆記や墨字資料の提示用機器 |
| 11 | iPad 10.2 1台 | 3台 | UDトーク用（Wi-Fi必須） |
| 12 | 無線マイク | 3台 | UDトーク用（アミボイス） |

遊具の貸出しも行っています。申込み方法は同じです。

| No. | 遊 具 名 | 個 数 |
|-----|--------------------|-------|
| 1 | スキャキジャンケン・ゲーム | 3セット |
| 2 | キャッチング・ザ・スティック | 10セット |
| 3 | 釣りっこ | 2セット |
| 4 | 動物絵合わせ | 7セット |
| 5 | けんだま | 20個 |
| 6 | わなげ9&Q (キューアンドキュー) | 2セット |

(4) センター利用者への情報提供

聴覚障害者の社会参加と自立に不可欠な情報・コミュニケーションをサポートするための情報提供を行います。

2. 県立聴覚障害者センターの維持及び保全に関する業務

指定管理者として施設の適正な管理・保全に努め、利用目的に沿った良好な利用環境を維持します。

(1) 施設点検

毎月末に各部屋の点検を行い、施設の設備の維持、管理を行います。

(2) 清潔な施設環境の維持

毎朝の清掃業務や外部委託による床洗浄ワックス塗布（年2回）を行い清潔な施設環境を維持します。

(3) 備品の保守管理

定期的に備品台帳に記載された備品の状態、設置場所等の点検を行います。

3. 聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の製作及び貸出業務

(1) 聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の製作

字幕入り映像等製作機器を活用して、聴覚障害者に関する番組等を作製し、社会における聴覚障害者の理解と社会参加を促進させ、必要な情報に手話や字幕を付加して聴覚障害者に対する情報提供を行います。

1) 撮影及びビデオ製作計画

① 地方公共団体より依頼を受けて製作

・[宮崎市広報「みやざき」手話ビデオ版 No.284~295]（宮崎市）

② 団体等から依頼を受けて製作

③ 記録保存用として製作

・宮崎県耳の日記念大会等の行事・イベント

④ お知らせ等の動画製作及び配信を積極的に行います。

2) ビデオ及びDVD等の製作技術の向上

字幕製作機器の効果的な活用ができるよう、全国聴覚障害者情報提供施設協議会主催の研修会に参加して製作技術の向上を図ります。

(2) 聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の貸出し

① 貸出要領に沿い聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の貸出しを行います。

② 情報提供

ライブラリー利用の促進を図るために新着ビデオ DVD 等情報をセンターホームページ及び県聴障協ニュース、掲示板での情報提供を行います。

4. 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣に関する業務

(1) 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成講座

県立聴覚障害者センターにおいて下記の養成講座を開催します。

所定のカリキュラムに基づいた講習会を実施し、手話奉仕員・手話通訳者及び要約筆記者の育成を図ります。

① 手話奉仕員養成講座の開催

② 手話奉仕員養成講師研修会

期日 6月27日(土)～28(日)

会場 県立聴覚障害者センター

③ 手話通訳者養成講座(通訳Ⅰ・通訳Ⅱ・通訳Ⅲ)の開催

④ 手話通訳者養成講師研修会

<実施日程>

通訳Ⅰ・通訳Ⅱ・通訳Ⅲ 7月18日(土)～19日(日)

ろう講師研修会 11月29日(日)

会場 県立聴覚障害者センター

⑤ 現任手話通訳者研修会

期日 10月18日(日)

会場 県立聴覚障害者センター

⑥ 要約筆記者養成講座

(宮崎会場)手書きコース・PCコース

⑦ 要約筆記者のための研修

センターにおいて要約筆記者の資質向上を図るための研修を行います。

・要約筆記者講師研修会

期日 5月16日(土)～17日(日)

会場 県立聴覚障害者センター

・要約筆記者ステップアップ研修会

期日 9月5日(土)～6(日)

11月14日(土)～15日(日)

会場 県立聴覚障害者センター

・全国統一要約筆記者認定試験対策学習会

期日 第1回 12月13日(日) 第2回 2021年1月24日(日)

会場 県立聴覚障害者センター

・全国統一要約筆記者認定試験

期日 2021年2月21日(日)

会場 県立聴覚障害者センター

(2) 手話通訳者全国統一試験

① 対策学習会

期日 第1回5月31日(日)・第2回9月20日(日)・第3回11月1日(日)

会場 県立聴覚障害者センター・交流ホール

② 手話通訳者全国統一試験の実施

期日 12月5日(土)

会場 県立聴覚障害者センター

(3) 手話通訳士養成研修会

期日 6月20日(土)～21日(日) 8月1日(土)～2日(日)

会場 県立聴覚障害者センター

(4) 手話通訳者指導者養成

(5) 第15回全国手話検定試験関係

① 全国手話検定試験「学習会」(受験予定者対象)

日付 8月30日(日) 宮崎会場 県立聴覚障害者センター

日付 8月30日(日) 延岡会場 延岡市社会福祉センター(予定)

※都城地区は、9月下旬～10月初旬に都城市総合社会福祉センターにて行う予定

※学習会への参加は、どの会場でも受けられます。(複数申込可)

※実施にあたっては、地域担当者等の協力を貰いながら行います。

② 全国手話検定試験「説明会」(面接委員・要員対象)

日付 9月27日(日)

会場 宮崎会場 県立聴覚障害者センター

延岡会場 延岡市社会福祉センター(予定)

※都城地区は、9月下旬～10月初旬で都城市総合社会福祉センターにて行う予定です。

※実施にあたっては、地域担当者等の協力のもとに行います。

③ 第15回全国手話検定試験の実施

県内手話奉仕員養成講座、手話サークル、手話を学ぶ専門学校等に対し全国手話検定試験の情報提供を行い、広く手話の普及と理解の促進を図ります。

日付 10月10日(土)5級・4級 宮崎会場・延岡会場・都城会場

11日(日)3級・2級 宮崎会場・延岡会場・都城会場

17日(土)準1級・1級 宮崎会場

会場 県立聴覚障害者センター 都城市総合社会福祉センター

延岡市社会福祉センター(予定)

※本試験は、地域担当者及び協会並びにサークルの協力を貰いながら行います。

5. 聴覚障害者等に対する相談業務

- ① 生活、職業、医療、教育等の相談を実施し、適切な助言、関係機関等への連絡を行います。
- ② 相談にはセンター各職員が業務に関連して対応し、その内容を相談業務記録用紙に記入し、月ごとに件数、相談内容、経路等の実績をまとめます。
- ③ 相談に関わる個人情報等の管理・保護を厳格に行うとともにその相談内容については、守秘義務を厳守します。
- ④ 社会福祉法第82条の規定に基づき「社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会の福祉サービスに関する苦情解決規程」を整備し、苦情解決体制の整備に伴う第三者委員を設けています。

6. 県立聴覚障害者センターにおける聴覚障害者に関する啓発事業の企画運営業務
聴覚障害者の障害の特性を県民に正しく理解してもらうための啓発事業を行います。

(1) みやざき聴障センターだよりの発行

年4回(4月、7月、10月、1月)県内全市町村及び関係団体に送付及び来所者に案内します。

- (2) センター手話奉仕員養成講座修了式・交流会
センター手話奉仕員養成講座の修了式の際に当センターを利用する聴覚障害者や手話学習者との交流を図る目的で交流会を行います。

〔対象者〕

- センターを利用する聴覚障害者及び手話学習者

- (3) 第19回手話フェスティバル

県立聴覚障害者センターにおいて実施します。

月 日 2月11日(木・建国記念の日)

会 場 県立聴覚障害者センター

対象者 県内聴覚障害者・各手話サークル会員・各要約筆記サークル会員・各地区手話受講生・大学・専門学校学生・参加を希望する一般県民

参加費 無料

7. 聴覚障害者に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務

- (1) 聴覚障がい者のためのセミナー

月 日 「未定」

会 場 県立聴覚障害者センター

テーマ 「未定」

対象者 誰でも参加できます。

参加費 無料

- (2) 難聴者向けの手話講習会開催

毎週火曜日 14:00~15:30

- (3) 聴覚障害者が生活に必要な教養、情報、趣味の講座の開催

- (4) 高齢または一人暮らし聴覚障害者への安否確認FAXと見守り訪問

8. その他知事が必要と認める業務

- (1) 満足度調査

年1回、センター利用者を対象に満足度調査を実施します。

実施期間：2021年2月~3月(予定)

対象者：センター利用者、県協会会員、関係団体

- (2) センターホームページ

アドレス <http://msen.sakura.ne.jp>

センターのホームページにおいて下記の情報発信を行います。

- ① 聴覚障害者に対する的確な情報提供
- ② 手話奉仕員養成講習会、手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会の案内
- ③ 手話・要約筆記者派遣事業の案内
- ④ 各種申請様式の利用案内
- ⑤ 書籍等の案内

- (3) 全国の聴覚障害者情報提供施設との連携

全国聴覚障害者情報提供施設協議会及び全国聴覚障害者情報提供施設大会にセンター職員を派遣し、全国の聴覚障害者情報提供施設との情報交換を図り、当センター運営充実につなげます。

9. ボランティア育成及び関係団体との連携

各種団体と連携を図りセンター事業の充実を図ります。

- ① 手話・要約筆記関係団体の養成と連携
- ② 宮崎県聴覚障がい教育を考える会との連携
- ③ 県立聴覚支援学校(延岡・都城)との連携

10. 危機管理に対する対応

事故・災害等の発生に対し危機管理規程に基づき次のように対応します。

① 事前防止策

- ・ センター内の事故等の発生を防ぐため、常に安全点検を行います。方法として、各部屋に管理責任者を決め、毎週月曜日の朝の朝礼の時に確認を行います。
- ・ 利用者については、講習会開始時に講師等を通じて、火災やその他の事故発生防止に留意されるよう説明を行います。また、事故・災害に対する対応について利用者が見えるような場所に掲示し利用者への周知徹底を行います。
- ・ 火災・地震・風水害への対応は、消費生活センターと連携しながら行います。また、避難訓練時には利用者にも一緒に参加していただき火災時の避難方法について理解をしていただきます。
- ・ 風水害の場合には、予報により判断し、講習会等の中止などを利用者へ連絡し、来館者へは張り紙等で利用中止を知らせます。
- ・ センターでの災害や事故の対応についてホームページに掲載します。
- ・ 土・日曜日、休館日には、警備員と連携して対応します。
- ・ 職員に対する危機管理等の研修を行います。

② 事後対応策

- ・ センター内での病気や怪我等は、人命尊重を優先して迅速に対応し、関連病院へ連絡を行います。
- ・ センターの不審者については地域交番や警察署に連絡をとり対応の方法について指示を受けます。
- ・ 対応結果を、危機管理記録簿に記録します。

③ 今後の目標

災害などの緊急事態に対応するため、積極的な情報発信を行います。

- ・ 登録式のメーリングリストを作成します。
- ・ 手話・字幕を付与した分かりやすい動画をホームページにアップします。

11. 職員

| 職員の配置 | 担当業務の内容 |
|-------------|--|
| 所長 | 委託業務執行の統括者 |
| 所長補佐兼本部事務局長 | 事業全般の統括・執行 |
| 事務長 | 情報・企画に関すること ビデオ・DVDの製作、機器の管理 ビデオ・DVDライブラリー |
| 通訳等派遣主任 | 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業 |
| 通訳等養成主任 | コミュニケーション支援事業 |
| 経理主任 | 会計事務 |
| 事業主任 | 団体への連絡調整・支援・相談業務 |

12. センター利用料

- ① センター利用料は無料
- ② 貸出しビデオカセット等の郵送返還の場合、返送料金は本人が負担

2020（令和2）年度宮崎県委託事業計画書（案）

I 聴覚障がい者等福祉推進事業

【手話奉仕員等養成・指導者研修事業】

1. 目的

手話奉仕員等養成事業実施要綱に基づき下記の内容で手話奉仕員及び手話通訳者、手話通訳士の養成講座を実施し、聴覚障がい者等の福祉の増進に資することを目的とします。

2. 手話奉仕員養成講座

(1) 実施会場

県内11市町で実施します。（別添1の表を参照）

市独自実施：宮崎市

市町村独自実施：日向市・都城市・小林市・高原町・西都市・三股町

(2) 使用教材

『新手話教室入門』と『手話教室基礎』の内容が1冊に盛り込まれた厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応、の「手話奉仕員養成テキスト 手話を学ぼう 手話で話そう」をテキストとして使用し実施します。

(3) 養成時間 70時間

実技編 入門課程（27時間）基礎課程（33時間）

講義編 10時間

(4) 手話奉仕員養成講師研修会・指導者研修報告会

講座実施に向けた指導内容、指導方法についての学習会を実施し、講座の充実につなげます。

期 日 6月27日（土）～28日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 手話奉仕員養成テキストに沿った指導方法

対象者 奉仕員養成講座の指導講師

今後奉仕員養成講座講師指導を希望する者

(5) 手話体験会

手話講習会を実施できない8地域で、手話の体験会を開き普及に努めます。

串間市・西米良村・都農町・椎葉村・諸塚村・美郷町・日之影町・五ヶ瀬町

宮崎県内手話講習会計画表

別添1

| 地域 | | 会場 | 実施日 | 時間・内容 |
|----|------|--------------|-------|-------------|
| 1 | 高千穂 | 高千穂中央公民館 | 毎週水曜日 | 20:00-22:00 |
| | | | 4月～3月 | 手話奉仕員養成 |
| 2 | 延岡市 | 延岡市社会福祉センター | 毎週火曜日 | 19:00-20:30 |
| | | | 4月～3月 | 手話奉仕員養成 |
| 3 | 門川町 | 門川町総合福祉センター | 毎週月曜日 | 19:30-21:00 |
| | | | 4月～3月 | 手話奉仕員養成 |
| 4 | 川南町 | 川南町公民館 | 毎週水曜日 | 19:30-21:00 |
| | | | 4月～3月 | 手話奉仕員養成 |
| 5 | 高鍋町 | 高鍋老人福祉館 | 毎週火曜日 | 19:30-21:00 |
| | | | 4月～3月 | 手話奉仕員養成 |
| 6 | 新富町 | 新富町総合交流センター | 毎週火曜日 | 19:30-21:00 |
| | | | 5月～3月 | 手話奉仕員養成 |
| 7 | 木城町 | 木城町福祉センター | 毎週木曜日 | 19:30-21:30 |
| | | | 4月～3月 | 手話奉仕員養成 |
| 8 | 日南市 | 南別館2階ボランティア室 | 毎週水曜日 | 19:00-21:00 |
| | | | 4月～3月 | 手話奉仕員養成 |
| 9 | えびの市 | えびの市文化センター | 毎週木曜日 | 19:30-21:00 |
| | | | 4月～3月 | 手話奉仕員養成 |
| 10 | 国富町 | 国富町社会福祉協議会 | 金曜日 | 19:00～21:00 |
| | 綾町 | | 5月～3月 | 手話奉仕員養成 |

3. 手話通訳者養成講座

(1) 実施会場

県内の手話通訳者派遣事業の充実につなげるために下記の6地域において実施します。

- ①延岡地区 ②日向地区 ③西都・児湯地区
④都城地区 ⑤西諸地区 ⑥高千穂地区

(2) 使用教材

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① 手話通訳Ⅰ
「手話通訳Ⅰ ホップ ステップ ジャンプ」
② 手話通訳Ⅱ
「手話通訳Ⅱ ホップ ステップ ジャンプ」
③ 手話通訳Ⅲ
「手話通訳Ⅲ ホップ ステップ ジャンプ」
④ 講義編

(3) 養成時間 120時間

実技編 手話通訳Ⅰ (48時間) 手話通訳Ⅱ (45時間)
手話通訳Ⅲ (15時間) 講義編 12時間

(4) 養成講師研修会

講座実施に向けた指導内容、指導方法についての学習会を実施し、講座の充実につなげます。

【1】手話通訳者養成講師研修会

期 日 7月18日(土)～19日(日) 予定

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストに沿った指導方法

対象者 通訳者養成講座の指導講師

今後通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ講座講師指導を希望する者

【2】ろう講師養成講師研修会

期 日 11月29日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 ろう講師のための指導方法。

対象者 県内のろう講師で、手話講習会講座の指導講師、今後手話講習会講師指導を希望する者

(5) 現任手話通訳者研修会

期 日 10月18日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 手話通訳技術のレベルアップを図ります。

対象者 県内の手話通訳者・手話通訳士及び全国手話通訳者統一試験合格者

(6) 全国手話通訳者統一試験対策学習会

期 日 第1回5月31日(日)・第2回9月20日(日)・第3回11月1日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

(7) 全国手話通訳者統一試験

期 日 12月 5日(土)

会 場 県立聴覚障害者センター

4. 手話通訳士養成講座

(1) 講習内容

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① ことばのしくみ
- ② 国語の知識
- ③ 聴覚障がい者と社会
- ④ 手話通訳のあり方
- ⑤ 手話の基礎知識
- ⑥ 手話の実技
- ⑦ 前各号に定めるもののほか手話通訳士試験の受験に必要な事項

(2) 手話通訳士養成研修会

期 日 6月20日(土)～21日(日)
8月 1日(土)～ 2日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 手話通訳士試験に必要な技術、知識向上のための学習

対象者 今年手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者。
但し、6月の筆記試験対策研修会は公開講座で受験しない者も
参加できる。

5. 手話通訳者指導者養成

全国研修センター等で開催される「手話通訳者指導者養成研修会等」に県内の手話講師が参加し、手話通訳者養成の目的や指導法を学ぶ研修会に要する旅費等を助成します。

【要約筆記者養成・指導者研修事業】

(1) 要約筆記者養成目標

聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得します。

(2) 要約筆記者養成カリキュラム時間数(前期・後期)

84時間以上：必修科目74時間＋選択必修科目10時間以上
必修科目74時間(講義44時間＋実技30時間)
選択必修科目28時間(講義10時間＋実技18時間)

(3) 要約筆記者養成講座(後期)

要約筆記者養成カリキュラムに沿って講座を実施します。

日向会場(PCコースを実施) 令和2年4月～令和3年11月(予定)

(4) 要約筆記者のための研修

1) 要約筆記者講師研修会

期 日 5月16日(土)～17日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター

2) 要約筆記者ステップアップ研修会

期 日 9月 5日(土)～ 6日(日)
11月14日(土)～15日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター

3) 要約筆記者指導者養成研修会

期 日 7月～10月(未定)3日間3クール

会 場 全国障害者総合福祉センター(東京：戸山サンライズ)

「令和2年度要約筆記者指導者養成研修会」に県内の要約筆記者が参加し、要約筆記者養成の目的や指導法を学びます。

4) 全国統一要約筆記者認定試験対策学習会
期 日 第1回 12月13日(日)・第2回令和3年1月24日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター

5) 全国統一要約筆記者認定試験
期 日 令和3年2月21日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター

(5) 要約筆記体験会

要約筆記講習会の出来ない地域で、要約筆記の体験会を開き普及に努めます。

【難聴者等に対するボランティア向け手話講座】

1. 目的

手話を知らない難聴者・中途失聴者が、手話技術を習得することによって新たなコミュニケーションの手段を獲得し、社会参加を行なえるよう支援することを目的に難聴者向けの手話講習会を実施します。

2. 対象者

手話を学びたい難聴者・中途失聴者またはその家族等
※身体障害者手帳は必要ありません。

3. 講座内容

(1) 会場

①難聴者向け手話体験会

体験的に難聴者向け手話体験会を開き、講座への呼びかけを行います。

②県立聴覚障害者センター 試写室

令和2年6月～令和3年3月 火曜日 14:00～15:30

(2) 講座指導講師の募集

難聴者・中途失聴者向けの手話講習会の指導を担う講師の募集を行い、効果的な講座運営体制を計ります。

(3) 講座指導講師の事前学習会

難聴者・中途失聴者を対象とした指導に必要な指導法を講師間で事前学習を行い円滑な意義ある講座とします。

(4) 難聴者・中途失聴者受講者に対する情報提供

地域や家庭内においても情報・コミュニケーションから疎外されがちな難聴者・中途失聴者の受講生に対して必要な情報提供を行います。

【手話通訳者等派遣事業】

(1) 目的

事業所等が主催する催事等において聴覚障がい者からの配慮を必要とする意思表示があった際に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者への合理的配慮を行い、聴覚障がい者の意思疎通支援を推進する機運を醸成します。

(2) 事業内容

事業所等が主催する催事等に配置する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

(3) 派遣期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

【手話通訳者及び要約筆記者の健康に関する相談対応事業】

1. 目的

本県の聴覚障害者の社会参加を支える手話通訳者・要約筆記者の健康と安全を確保することを目的に、手話通訳者・要約筆記者の実態把握とその実態把握にもとづいた頸肩腕障害に関する特殊検診を実施します。

2. 事業内容

(1) 頸肩腕障害に関する特殊検診実施

- ① スクリーニングの結果、必要と認められる県内手話通訳者・要約筆記者に対し特殊検診を実施します。
- ② 特殊検診実施の経過、結果を本県の手話通訳者・要約筆記者の健康に対する理解促進につなげます。

(2) 手話通訳者・要約筆記者健康調査の分析をもとにした取組み

- (ア) 手話通訳者、要約筆記者に対する健康調査の分析を行います。
- (イ) 分析結果を関係機関に情報提供します。

(3) 医療機関との連携

健康調査及び特殊検診実施を通じて得られた医療機関との連携を強化します。

(4) 手話通訳者・要約筆記者の健康に関する啓発

- ① 県内の聴覚障がい者及び意思疎通支援者に対し手話通訳者・要約筆記者の健康に関する情報提供を行います。
- ② 市町村に対し手話通訳者・要約筆記者の健康保持の重要性を発信します。

(5) 手話通訳者の健康対策委員会との連携

手話通訳者の健康対策委員会と連携して各地区協会、手話、要約筆記関係団体に手話通訳者及び要約筆記者の健康問題についての理解促進を行います。

Ⅱ 手話通訳者設置事業計画

身体障がい者の福祉に理解と熱意を有する手話技術を修得した手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という）の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、もってその福祉の増進を図ることを目的とします。

- ① 県関係の手話通訳全般
- ② 手話奉仕員養成・派遣事業の推進と指導
- ③ 関係機関・聴覚障がい者等からの依頼に応える手話通訳
- ④ 手話関係事業の事務整理・連絡
- ⑤ 聴覚障がい者等の支援等についての相談等を関係機関に伝達するための仲介
- ⑥ 民生委員、医療機関等、日常生活における相談、支援等を行う機関からの依頼に応える手話通訳

Ⅲ 盲ろう者向け通訳・介助員養成・指導者研修事業

1. 目的

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムをもとに本県の盲ろう者の社会参加促進のための効果的な講座を実施します。

2. 事業内容

(1) 養成講座の実施

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムの必須科目を中心に盲ろう者との交流も加え実施します。

会場 県立聴覚障害者センター

期日 9月～3月（5回）

(2) スキルアップ研修会の実施

修了者及び現在、通訳・介助員として活動している者又は過去に通訳・介助員として活動したことがある者を対象に行います。

会場 県立聴覚障害者センター

期日 5月31日（日）予定

(3) 盲ろう者向け通訳・介助員養成講師指導者研修会への代表者派遣

全国盲ろう者協会と国立障害者リハビリテーションセンター学院がそれぞれ実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者研修会」に本県から代表者を派遣します。

(4) 県内盲ろう者の実態把握

県が実施した「県内における盲ろう者の実態把握に関する調査結果」をもとに市町村および関係団体と連携により県内盲ろう者の実態の把握を進めます。

(5) 盲ろう者の「盲ろう者向け通訳・介助員養成講座」への参加

- ① 講座カリキュラムに盲ろう者と直接コミュニケーションできる内容を設けます。
- ② 盲ろう者の参加を通じて具体的な支援のあり方を学びます。

(6) 盲ろう者友の会との連携強化

盲ろう者友の会の講座への参加などを通して県内の盲ろう者の掘り起こしを行い、「盲ろう者友の会」の発展に寄与します。

IV 県立高等学校生活支援員配置事業

(1) 目的

県立高等学校に在籍する聴覚に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように必要に応じて支援を行う生活支援員を配置し、教育の機会均等を保障します。

(2) 業務委託契約先並びに対象者（聴覚に障がいのある生徒）

- ・宮崎県立宮崎北高等学校 1名（2年生）
- ・宮崎県立佐土原高等学校 1名（2年生）

(3) 派遣時間

- ・生徒一人当たり、年間900時間以内

(4) 対応方法

- ・授業などに生活支援員（要約筆記者）を配置します。
- ・高校所在地を中心とした登録要約筆記者を派遣します。

(5) 関係機関との連携

県、学校、校外特別支援コーディネーターと連携して、対象者が要約筆記者を活用した学校生活を送れるようにします。また、対象者や保護者をはじめ、関係者の意見を聞きながら、必要に応じて改善策の協議や共通理解を図ります。

2020（令和2）年度 宮崎市委託事業計画書（案）

情報保障・コミュニケーション支援事業

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

1) 目標

聴覚障がい者等が日常生活及び社会生活において手話通訳及び要約筆記者を必要とする際に、意思疎通支援者を派遣しコミュニケーションの仲介を行うことにより、聴覚障がい者等の社会参加促進及び福祉の向上を目指す。

2) 派遣内容

次のいずれかに該当するものに、意思疎通支援者を派遣し手話通訳又は要約筆記を行う。

- (1) 病院への通院、公的機関の利用など社会生活上必要不可欠な用件を目的とするもの。
- (2) スポーツ・レクリエーション及び文化活動を目的とするもの。
- (3) 一般的な大会・研修会など社会参加を目的とするもの。
- (4) 市民の生命又は身体に支障が生ずるおそれがあり、かつ、急を要する場合で消防、警察、病院等から市に意思疎通支援者派遣の要請があったもの。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたもの。

3) 登録手話通訳者等研修会

期 日 令和2年7月26日（日）10：00～15：00
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 「通訳技能の向上について」

4) 登録手話通訳者等学習会

期 日 令和3年2月7日（日）10：00～12：30
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 「未定」

5) 運営委員会

期 日 令和2年6月12日（金）18：30～
会 場 県立聴覚障害者センター 試写室
内 容 2019（平成31）年度活動報告・収支決算について
2020（令和2）年度活動計画・収支予算について

【手話奉仕員等養成事業】

1) 目的

宮崎市意思疎通支援事業実施要綱に基づき下記の内容で手話奉仕員及び手話通訳者、手話通訳士の養成講座を実施し、聴覚障がい者等の福祉の増進に資することを目的とします。

2) 運営委員会設置

「宮崎市意思疎通支援事業に関する運営委員会」を設置し、宮崎市における意思疎通支援事業の効果的な運営を図ります。

3) 手話奉仕員養成講座

(1) 実施会場

- ・宮崎市総合福祉保健センター
- ・宮崎市清武総合福祉センター
- ・県立聴覚障害者センター

(2) 使用教材

『新手話教室入門』と『手話教室基礎』の内容が1冊に盛り込まれた厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応の「手話奉仕員養成テキスト 手話を学ぼう 手話で話そう」をテキストとして使用し実施します。

(3) 養成時間 70 時間

実技編 入門課程 (27 時間) 基礎課程 (33 時間)
講義編 10 時間

(4) 手話奉仕員養成講師研修会

講座実施に向けた指導内容、指導方法についての学習会を実施し、講座の充実につなげます。

期 日 6月27日(土)～28日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 手話奉仕員養成テキストに沿った指導方法

対象者 奉仕員養成講座の指導講師

今後奉仕員養成講座講師指導を希望する者

4) 手話通訳者養成講座

(1) 実施会場

- ・宮崎市総合福祉保健センター
- ・県立聴覚障害者センター

(2) 使用教材

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① 手話通訳Ⅰ
「手話通訳Ⅰ ホップ ステップ ジャンプ」
- ② 手話通訳Ⅱ
「手話通訳Ⅱ ホップ ステップ ジャンプ」
- ③ 手話通訳Ⅲ
「手話通訳Ⅲ ホップ ステップ ジャンプ」
- ④ 講義編

(3) 養成時間 120 時間

- 実技編 手話通訳Ⅰ (48 時間)
手話通訳Ⅱ (45 時間)
手話通訳Ⅲ (15 時間)
講義編 12 時間

(4) 養成講師研修会

講座実施に向けた指導内容、指導方法についての学習会を実施し、講座の充実につなげます。

【1】手話通訳者養成講師研修会

- 期 日 7月18日(土)～19日(日) 予定
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストに沿った指導方法
対象者 通訳者養成講座の指導講師
今後通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ講座講師指導を希望する者

【2】ろう講師養成講師研修会

- 期 日 11月29日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 ろう講師のための指導方法
対象者 県内のろう講師で、手話講習会講座の指導講師、今後手話講習会講師指導を希望する者

(5) 現任手話通訳者研修会

- 期 日 10月18日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 手話通訳技術のレベルアップを図る。
対象者 県内の手話通訳者・手話通訳士及び全国手話通訳者統一試験合格者

(6) 全国手話通訳者統一試験対策学習会

- 期 日 第1回 5月31日(日) 第2回 9月20日(日) 第3回 11月1日(日)
会 場 県立聴覚障害者センター

- (7) 全国手話通訳者統一試験
期 日 12月 5日(土)
会 場 県立聴覚障害者センター

5) 手話通訳士養成講座

(1) 講習内容 … 手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① ことばのしくみ
- ② 国語の知識
- ③ 聴覚障がい者と社会
- ④ 手話通訳のあり方
- ⑤ 手話の基礎知識
- ⑥ 手話の実技
- ⑦ 前各号に定めるもののほか手話通訳士試験の受験に必要な事項

(2) 手話通訳士養成研修会

期 日 6月20日(土)～21日(日)
8月 1日(土)～ 2日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 手話通訳士試験に必要な技術、知識向上のための学習

対象者 今年手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者。
但し、6月の筆記試験対策研修会は公開講座で受験しない者も
参加できる。

【要約筆記者養成事業】

(1) 要約筆記者養成目標

聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得する。

(2) 要約筆記者養成カリキュラム時間数(前期・後期)

84時間以上：必修科目74時間＋選択必修科目10時間以上

必修科目74時間(講義44時間＋実技30時間)

選択必修科目28時間(講義10時間＋実技18時間)

(3) 要約筆記者養成講座(前期)

要約筆記者養成カリキュラムに沿って講座を実施します。

宮崎会場(手書きコース・PCコースを実施)

令和2年9月～令和3年3月(予定)

(4) 要約筆記者のための研修

要約筆記者養成カリキュラムをもとに、下記の研修及び講習を実施します。

① 要約筆記者講師研修会

期 日 5月16日(土)～17日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

② 要約筆記者ステップアップ研修会

期 日 9月 5日(土)～ 6日(日)

11月14日(土)～15日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

③ 要約筆記者指導者養成研修会

期 日 7月～11月(未定)3日間3クール

会 場 全国障害者総合福祉センター(東京:戸山サンライズ)

「令和2年度要約筆記者指導者養成研修会」に県内の要約筆記者が参加し、要約筆記者養成の目的や指導法を学ぶ。

④ 全国統一要約筆記者認定試験対策学習会

期 日 第1回 12月13日(日) 第2回 令和3年1月24日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

⑤ 全国統一要約筆記者認定試験

期 日 令和3年2月21日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

(5) 要約筆記体験会

宮崎市内において要約筆記の体験会を開き普及に努める。

【手話ビデオ等作製事業】

1) 目的

宮崎市が毎月発行している「市広報みやざき」の内容を、市内に居住する聴覚障がい者により理解していただくために、手話や字幕・映像等で構成された手話ビデオ・DVDを作製して情報提供を行う。

2) 作製ビデオ等のタイトル

〔市広報「みやざき」手話ビデオ版〕 No.284～295 （市広報紙No.918～929）

3) 作製ビデオ等の取り扱いについて

□個人用（28世帯）

：市内在住の聴覚障がい者に発送／毎月

□貸出し用（17本）／毎月

：宮崎市 市障がい福祉課（1本）

佐土原総合支所（1本）

田野総合支所（1本）

高岡総合支所（1本）

清武総合支所（2本）

市立図書館（1本）

宮崎市立佐土原図書館（1本）

田野児童センター（1本）

穆園館（1本）

：市社会福祉協議会（1本）

：市聴覚障害者協会（4本）

：県立聴覚障害者センター（2本）

4) ビデオ内容改善のための対策等について

原稿内容に合わせた手話表現の工夫及びチェック（毎月1回）

5) 課題と目標

(1) 新しい手話を使用すると分かりづらいとの意見が出ているので、昔ながらの手話も使用しながら作製する。

(2) 完成時期をもっと早くしてほしいとの意見が出ているので、毎月10日を目標に完成を目指す。

2020（令和2）年度 各市町村手話通訳者等及び 要約筆記奉仕員派遣事業計画（案）

市町村委託契約

全 26 市町村のうち 17 市町村（3 市 11 町 3 村）と委託契約の予定。

| | 市 町 村 | | 2020 年度契約予定 |
|----|-------|-------|----------------|
| 1 | 宮 崎 市 | | 県聴覚障害者協会 |
| 2 | 都 城 市 | | 都城市聴覚障害者協会 |
| 3 | 延 岡 市 | | 延岡市聴覚障害者協会 |
| 4 | 日 南 市 | | 県聴覚障害者協会 |
| 5 | 小 林 市 | | 小林市手話通訳派遣協会 |
| 6 | 日 向 市 | | 日向聴覚障害者協会 |
| 7 | 串 間 市 | | 県聴覚障害者協会 |
| 8 | 西 都 市 | | 西都手話サークル |
| 9 | えびの 市 | | 手話サークル「えびの会」 |
| 10 | 北諸県郡 | 三 股 町 | 都城市聴覚障害者協会 |
| 11 | 西諸県郡 | 高 原 町 | 県聴覚障害者協会 |
| 12 | 東諸県郡 | 国 富 町 | 県聴覚障害者協会 |
| 13 | | 綾 町 | 県聴覚障害者協会 |
| 14 | 児湯郡 | 高 鍋 町 | 県聴覚障害者協会 |
| 15 | | 新 富 町 | 県聴覚障害者協会 |
| 16 | | 西米良村 | 県聴覚障害者協会 |
| 17 | | 木 城 町 | 県聴覚障害者協会 |
| 18 | | 川 南 町 | 川南手話サークル「ひまわり」 |
| 19 | | 都 農 町 | 県聴覚障害者協会 |
| 20 | 東臼杵郡 | 門 川 町 | （社福）門川町社協 |
| 21 | | 諸 塚 村 | 県聴覚障害者協会 |
| 22 | | 椎 葉 村 | 県聴覚障害者協会 |
| 23 | | 美 郷 町 | 県聴覚障害者協会 |
| 24 | 西臼杵郡 | 高千穂町 | 県聴覚障害者協会 |
| 25 | | 日之影町 | 県聴覚障害者協会 |
| 26 | | 五ヶ瀬町 | 県聴覚障害者協会 |

2020（令和2）年度 通訳者等派遣事業計画（案）

1. 目的

障害者支援法に該当しない「制度外」の手話通訳者、要約筆記者、手話関係等の講師派遣を行うことを目的とする。

2. 派遣の方法

企業、団体、教育関係等からの派遣申込に対し、宮崎県聴覚障害者協会と契約を締結した手話通訳者及び要約筆記者、手話関係等講師を派遣するものとする。
派遣の申し込みは、派遣日の10日前までに申し込むものとする。

3. 派遣料等

派遣に係る料金は、協会が定めた派遣料を支払うものとする。派遣料は、派遣依頼者に請求書を発行し、翌月末までに口座振り込みにより納金するものとする。

4. 派遣先

①手話講師専門学校等一覧表

| | 機関名 | 学科 | 使用教材 |
|---|---------------------|----------|-------------|
| 1 | 宮崎ブライダル& 医療専門学校 | 1年生：毎週木曜 | 手話奉仕員テキスト |
| | | 2年生：毎週金曜 | |
| 2 | 宮崎県警察学校 | 長期・短期合同 | 聴さんと学ぼう |
| 3 | 宮崎医療管理専門学校 | 介護福祉科1年 | おぼえようみんなの手話 |
| | | 医療情報管理科 | |
| 4 | 阿波岐原通所センター | 第2・4火曜日 | |
| 5 | 宮崎情報ビジネス 医療専門学校 | 1年生通年 | おぼえようみんなの手話 |
| | | 2年生前期 | 医療の手話① |
| 6 | 宮崎学園短期大学 専攻科福祉専攻 | 後期10月より | |
| 7 | 宮崎歯科技術専門学校 | 金曜日 | おぼえようみんなの手話 |
| 8 | 宮崎看護専門学校 | A組B組：月曜日 | おぼえようみんなの手話 |

②その他

企業・団体からの講演会、研修会等

5. 課題・目標

専門学校等は、学生数の減少で宮崎医療管理専門学校の社会福祉科の募集が中止となりました。また、2020年度は、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭みやざき大会が宮崎県内各地で実施される関係で、手話通訳及び要約筆記の派遣依頼増加が想定されます。

2020（令和2）年度 図書販売等事業計画（案）

1) 目的

全日本ろうあ連盟及び全国手話研修センターが発行している図書等を、聴覚障がい者、手話通訳者、手話学習者に手話や聴覚障がい者をより理解していただくために、手話イラストやDVD等で構成された図書の販売促進及び情報提供を行います。

2) 図書等の内容

全日本ろうあ連盟が発行している手話の学習辞書である「わたしたちの手話」シリーズは、昭和44年に第1巻が発行され、ろう者の日常生活に用いられている手話を学ぶための教材として広く親しまれてきました。特に「わたしたちの手話学習辞典Ⅰ」は、手話を学び始めた方の学習教材として有効な図書になっています。

また、手話奉仕員養成講座「手話を学ぼう 手話で話そう（DVD付）」をはじめとした手話テキストは各地区の手話講習会において使用されています。

「手話でGOGO！合理的配慮」等、ろう者や聴覚障害者が生活の中で抱える課題や対応について紹介された書籍も販売され、一般の皆さんへの啓発教材として活用されています。

3) 課題と目標

手話講習会で利用するテキスト、わたしたちの手話学習辞典、全国手話検定試験対策テキスト等、手話を学ぶ方々を対象にした書籍は手堅い販売が続いていますが、受講生の人数は年によって変わりますので、収入もそれに合わせて変動します。収入は県協会の財政に大きく影響しますので、手話学習教材はもちろん、その他の書籍についても積極的なPRを図っていくことが重要です。行政に対しても聴覚障害者への合理的配慮に関する書籍を案内するなど販売拡大に向けた取り組みを行っていきます。

■ 今年度、特に販売に力を入れていく書籍

- ・県協会創立70周年記念書籍「70年のあゆみ」（センター在庫…43冊）
- ・ろう者たち～権利を求めて～（在庫…18冊）

日常業務の中で積極的に案内するほか、県協会、センター行事の機会に購入の呼びかけをしていきます。